**宛先：業務調整員（受領次第JICA在外事務所へ連絡）**

**cc : JICA本部プロジェクト担当者**

**JST本部プロジェクト担当者**

**渡航計画書**

○○　年　○○　月　○○日提出

国名：○○○

案件名：○○○○○○○○○

１．関係者連絡先

●日本側研究者

|  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
|  | 氏名 | 所属先 | 携帯電話  番号 | たびレジ  登録有無 | 安全対策研修Web版  受講有無 | JICA経費  使用 | 備考 |
| 1 | ○○　○○ | ○○大学  ○○大学院 |  | 有・無 | 有・無 |  |  |
| 2 | ○○　○○ | ○○大学  ○○大学院 |  | 有・無 | 有・無 |  |  |
| 3 |  |  |  |  |  |  |  |
| 4 |  |  |  |  |  |  |  |
| 5 |  |  |  |  |  |  |  |
| ６ |  |  |  |  |  |  |  |

* 相手国で受信可能な携帯電話をお持ちの方は「携帯電話番号」欄にご記入ください。現地到着後に携帯電話を入手した場合は、その番号を宛先までお知らせください。
* JICA経費により渡航する方（JICA専門家）は、「JICA経費使用」欄に○印をご記入ください。
* グループの代表者（第一連絡先）には、備考欄に○印をご記入ください。派遣中に有時の安否確認が必要となった場合は、代表者が残りのメンバー（JICA以外の経費による派遣者を含む）を確認します。

●相手国側研究者

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
|  | 氏名 | 所属先 | 携帯電話番号 | 備考 |
| 1 | ○○　○○ | ○○大学○○大学院 |  |  |
| 2 |  |  |  |  |
| 3 |  |  |  |  |
| 4 |  |  |  |  |

* 日本側研究者に同行する予定の相手国側研究者（C/P）について、代表者ほか2名程度の情報をご記入ください。代表者には、備考欄に○印をご記入ください。

２．日程表

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 月日 | 滞在先  （滞在地名、研究実施場所等） | 移動手段  (フライト番号、 航空券変更可否、払い戻し可否の情報等) | 宿泊先  （名称及び電話番号） |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |

３．旅行代理店情報

|  |  |
| --- | --- |
| 旅行代理店  連絡先 | 会社名  部署名  TEL  FAX  緊急連絡先(携帯等) |

* 既存の日程表等がある場合は、別紙添付に代えて結構です。
* 学生（留学生を含む）が渡航する際は、その渡航期間中にJICA専門家が同行するよう日程を組んでください。また、所属機関はJICA専門家を通じて渡航する学生の安全管理を行ってください。
* 本計画書は、日本出発の3週間前までに提出して下さい（宿泊先等が未定の場合、暫定版を提出。確定次第、確定版を再提出下さい）。
* 業務調整員不在の場合は、JICA在外事務所担当者宛て提出願います。
* 日程等に変更が生じた場合は速やかに宛先まで連絡願います。
* 本計画書はJICA在外事務所が運用する現地緊急連絡網に使用されます。また、安全対策上必要な場合は、外務省や現地の日本国大使館とも情報を共有いたします。
* 業務調整員は本計画書をJICA事務所に提出してください。また、内容に更新があった場合は直ちに事務所に連絡してください。

４．遺伝資源の移転について

　遺伝資源の日本からの持ち出し・持ち込みについては、以下のサイトにその手続き等が記載されておりますので、これらの法令を確実に遵守願います。

<https://www.customs.go.jp/kaigairyoko/nyuukoku.htm>

これを踏まえ、以下の項目に対しチェック願います。

|  |  |
| --- | --- |
| 1. 今回の渡航に際し、相手国から日本へ遺伝資源を持ち出しますか？ | はい・いいえ |
| 1. 今回の渡航に際し、日本から相手国へ遺伝資源を持ち込みますか？ | はい・いいえ |

注１）遺伝資源とは「遺伝の機能的な単位を有する植物、動物、微生物、その他に由来する素材のうち、現実の、又は潜在的な価値を持つもの」と定義されます（生物多様性条約）。各種の生物標本はもとより、微生物やウイルスを含む水や土壌などの環境サンプルも対象となります。

|  |  |
| --- | --- |
| 1. 上記の問いに「はい」と回答された方へ | |
| 遺伝資源の持ち出し・持ち込みに際して、国際ルール（生物多様性条約、食料・農業植物遺伝資源条約など）に配慮し、相手国および関係国の法令を遵守するために必要な手続きが完了していますか？ | はい・いいえ |
| 今回の渡航者全員に対し、上記の国際ルールや相手国および関係国の法令を遵守することの必要性が周知されていますか？ | はい・いいえ |
| 持ち出し・持ち込みを予定する遺伝資源（サンプル、データ、資料など）の概要を記載ください。  例）植物や昆虫のサンプル 約○個  野生動物の血液サンプルを約○ml（約○個体分）  現地住民の生活様式にかかるインタビュー調査結果（○件） | |

注２）SATREPSプロジェクトの渡航中に、他のプロジェクト・研究活動で用いる遺伝資源を持ち出す・持ち込むことを禁止します。

５．その他の日本からの持ち出し・持ち込みについて

遺伝資源に限らず、日本からの持ち出し・持ち込みに関しの物品に関しては、上記で示したサイトを参照し、法令の遵守徹底をお願いします。